

地方法人課税の改正について

平成 28 年度税制改正において、地方法人課税について次のとおり改正が行われました。

1 法人事業税の税率の改正（外形標準課税の拡大）

資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割・資本割）を 8 分の 3 から 8 分の 5 に拡大し、その見合いの所得割の税率を引き下げることとされ、それぞれの税率が次のとおり改正されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用

法 人 事 業 税			地方法人特別税			
			改正前	改正後	改正前	改正後
税率の引上げ	付加価値割	0.72%	1.2%			
	資本割	0.3%	0.5%			
税率の引下げ	所得割	所得のうち年 400 万円以下	1.6%	0.3%	93.5%	414.2% ()
		所得のうち年 400 万円超 年 800 万円以下	2.3%	0.5%		
		所得のうち年 800 万円超	3.1%	0.7%		
		3 以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	3.1%	0.7%		

地方法人特別税の税率を所得割の税率の引下げに合わせて見直し。(規模は改正前と同様です。)

2 税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

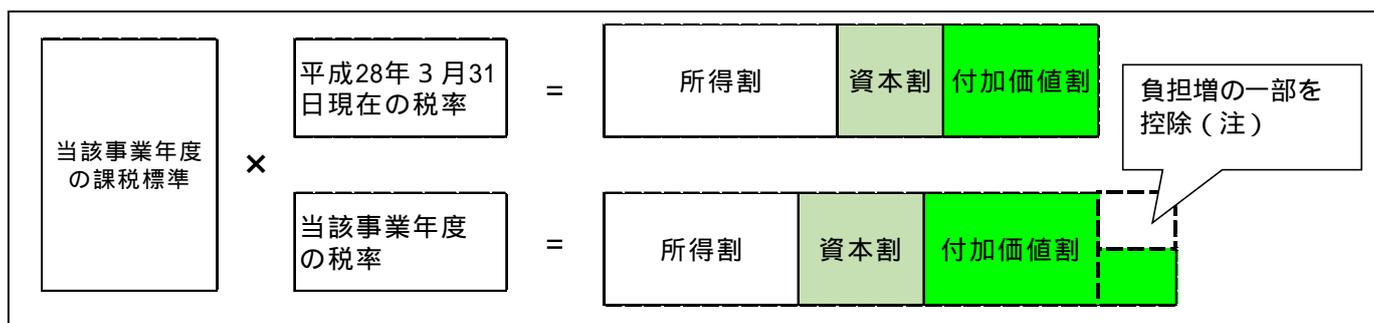
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分について、以下の及び の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額が控除されます。

調整後付加価値額 (1) < 40 億円

平成 28 年 3 月 31 日現在の税率を適用した事業税額 < 基準法人事業税額 (2)

1 調整後付加価値額 = 付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数

2 基準法人事業税額 = 当該事業年度の付加価値割額、資本割額、所得割額の合計額



(注)

調整後付加価値額が30億円以下の法人

事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
控除額	負担増加額 × 3 / 4	負担増加額 × 1 / 2	負担増加額 × 1 / 4

調整後付加価値額が30億円超40億円未満の法人

事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
控除額	負担増加額 × 3 / 4 × a	負担増加額 × 1 / 2 × a	負担増加額 × 1 / 4 × a

$$a = (40\text{億円} - \text{調整後付加価値額}) / 10$$

3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う、地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、従来からの寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税額、法人住民税額、法人税額から税額控除する措置が講じられています。

控除額

- ・法人事業税 寄附額の10%
- ・法人住民税 寄附額の20%
- ・寄附額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除

控除上限額

- ・法人事業税 法人事業税額の20%
- ・法人住民税 法人住民税法人税割額の20%
- ・法人税 法人税額の5%

県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

〔県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>〕